

宮城県復興企業相談助言事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県復興企業相談助言事業運営費補助金交付要綱に基づき、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が行う宮城県復興企業相談助言事業について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 復興企業相談助言事業は、東日本大震災からの復興に加え、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題の解決等を図ろうとする中小企業者が行なう復興事業計画策定のほか、生産管理、マーケティング、取引あっせんなどの復興に必要な一連の課題に対して専門家による適切な診断及び助言を総合的に実施することにより被災中小企業の計画的な復興を支援することを目的とする。

(支援対象企業)

第3条 復興企業相談助言事業において支援の対象とする者は、宮城県内に事業所を有し中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に規定する中小企業者で次に該当するものとする。

- (1) 東日本大震災により経営上大きな被害を受けた者
- (2) 設備、人員など一定の経営資源を引き続き有し、早期の復興が見込める者
- (3) 復興に対して強い意欲を持つ者

(専門家の相談助言要請)

第4条 専門家の相談助言を要請しようとする中小企業者は、「復興企業相談助言要請書」（様式1）及び次に掲げる関係書類を提出するものとする。

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 直近期から過去2期分の決算書
- (3) 罹災証明書若しくは震災影響で売上や取引に多大な影響を受けたことがわかる資料
- (4) その他理事長が必要と認める書類（セルフアセスメント気付きシート等）

2 機構は、支援要請の内容に合致する専門家を「専門家派遣事業」登録専門家の中から紹介するものとする。

(専門家の相談助言決定)

第5条 前条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請をした中小企業者に対して現地調査及びヒアリングを実施することで当該中小企業者の概況及び課題、支援を受けようとする内容等を聴取し、機構理事長の審査を経て、専門家の相談助言を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、相談助言を決定したときは、当該相談助言の要請をした中小企業者に対して「復興企業相談助言決定通知書」（様式2）により通知するとともに、相談助言を決定した専門家に「復興企業相談助言事業における支援依頼書」（様式3）により通知するものとし、相談助言をしないことを決定したときは、その理由を付して当該相談助言を要請した中小企業者に通知するものとする。

(相談助言に適さない中小企業者及び専門家)

第6条 第4条第1項の規定による要請をした中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前条第1項の規定による決定をすることができない。

- (1) 診断及び助言の成果について公表することに同意できない場合。ただし、公表することによって経営上の損失が生じることが予想される場合を除く。
- (2) 相談助言の要請が単に専門家による資料等の作成代行（ホームページ作成を含む。）と認められる場合
- (3) その他機構が支援の対象として相応しくないと認めた場合

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、相談助言を行う専門家とすることができない。
- (1) 支援対象企業の役員又は社員の身分を有する者
 - (2) 相談助言の要請をした支援対象企業における役員等の4親等以内の親族である者
 - (3) 相談助言の要請をした支援対象企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
 - (4) 支援対象企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
 - (5) 支援対象企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者

（支援計画表）

第7条 機構又は専門家は、第5条第1項の規定により相談助言の決定を受けた中小企業（以下「支援企業」という。）と調整のうえ「支援計画表」（様式4）を作成し計画的な復興を支援するものとする。

（回数及び時間等）

- 第8条 一の支援企業に対して相談助言を実施することができる回数は、通算で7回程度を標準とし8回を超えることができない。
- 2 機構がその必要性を認めるときは、一の支援企業は複数の専門家の診断・助言を受けることができる。
 - 3 専門家の相談助言における一回当たりの時間は、原則として3時間程度とする。この場合において、専門家の相談対応場所までの往復の移動時間は含まないものとする。
 - 4 WEB等を活用したオンライン会議の場合は、別に機構が定める「情報セキュリティ基本方針」に基づき、実施するものとする。

（相談助言の中止）

- 第9条 支援企業が当該相談助言の中止を申請しようとするときは、あらかじめ「復興企業相談助言中止申請書」（様式5）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認をするに当たっては、支援企業及び専門家の意見を聴取し、機構理事長の審査を経るものとし、承認を決定したときは、支援企業及び専門家に対して「復興企業相談助言中止決定通知書」（様式6・7）を送付するものとする。
 - 3 第1項の場合のほか、機構は、支援企業又は専門家において天災その他やむを得ない特別の事情があり相談助言の継続が困難と認めるとき、当該相談助言を中止することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
 - 4 機構は、専門家及び支援企業からの提出書類に虚偽の記載があると認めたときは、当該相談助言を中止し、虚偽が認められる相談助言に係る専門家への謝金等の支払いを行わないものとする。

（専門家の変更）

- 第10条 支援企業は、専門家の診断及び助言の内容が希望した診断及び助言の内容と合わない判断したときは、機構と協議の上、専門家の変更をすることができる。ただし、専門家の変更は1回限りとする。
- 2 第1項の場合のほか、機構は、専門家において天災その他やむを得ない特別の事情があり、相談助言の継続が困難と認めるとき、支援企業と協議の上、専門家を変更することができる。

（報告書の提出）

- 第11条 専門家は、相談助言日から起算して10日以内に「復興企業相談助言実施状況報告書」（様式8-1）を作成し、機構に提出しなければならない。また、相談助言の最終回を行った

日の翌日から起算して１０日以内に、「復興企業相談助言実施状況報告書（最終回）」（様式８－２）を作成し、機構に提出しなければならない。

- ２ 支援企業は、相談助言日から起算して１０日以内に、「復興企業相談助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書」（様式９－１）を作成し、機構に提出しなければならない。また、相談助言の最終回を行った日の翌日から起算して１０日以内に、「復興企業相談助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書（最終回）」（様式９－２）を作成し、機構に提出しなければならない。

（専門家の義務）

第１２条 専門家は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。専門家としての登録期間が経過した後も同様とする。

- ２ 専門家は、この要領の規定に基づき診断及び助言を行った支援企業に対して、派遣の終了後、当該診断及び助言と同一の内容の診断及び助言を行った場合においては対価を求めてはならない。
- ３ 専門家は、機構の求めに応じ、診断及び助言の進捗等について報告するものとする。
- ４ 専門家は、復興企業相談助言事業の実施に当たって、他の者への再委託等を行ってはならない。

（専門家への謝金等）

第１３条 機構は、専門家及び支援企業から第１１条の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは専門家に対して謝金及び旅費を支払うものとする。

- ２ 謝金の額は、第５条第１項の規定により決定された回数（第９条の規定に基づき相談助言が中止された場合にあつては、実施済みの支援回数）について、その相談助言１回につき３万３千円とする。
- ３ 旅費の額は、機構職員の旅費規程に準じて支給する。ただし、旅費で不利益が生じた場合、在勤地を専門家の自宅または勤務地として支給することができるものとする。
- ４ 前項の場合において、県外在住の専門家に対する旅費は、当機構事務所（仙台市青葉区上杉）を基点として算出した額若しくは当該専門家の自宅または勤務地から算出した額のうちのいずれか低い額とする。ただし、支援企業が、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に規定する小規模企業者の場合においては、県外在住の専門家に対する旅費の額は、前項の規定を準用する。

（免責）

第１４条 機構は、復興企業相談助言事業の実施に関して専門家又は支援企業に天災や事故による損害が生じた場合においても、その責は負わないものとする。

（その他）

第１５条 この要領に定めるもののほか、復興企業相談助言事業の実施に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成２３年１１月２４日から施行する。
この要領は、平成２４年１０月１５日から施行する。
この要領は、平成２６年４月１日から施行する。
この要領は、平成２８年４月１日から施行する。
この要領は、平成３０年７月１日から施行する。
この要領は、令和２年４月１日から施行する。
この要領は、令和３年４月１日から施行する。
この要領は、令和４年４月１日から施行する。